

海外進出プラクティス・グループ ニュースレター

Contents

- I. 巻頭言：海外直接投資の失敗学 その1 現地弁護士の選任について
- II. インド：リーガルアップデート
- III. ミャンマーで働く外国人リーガルコンサルタント インタビュー
- IV. インド留学便り
- V. 弁護士ネットワーク年次総会開催のご報告－Mackrell International
- VI. セミナー情報

I. 巻頭言：海外直接投資の失敗学 その1 現地弁護士の選任について

弁護士 小島 秀樹

大手二輪車メーカーが合弁でインド進出した折、現地パートナーの紹介もあり、またニューデリーでは著名な税務に強い法律事務所として選んだ代理人弁護士が、実際には税務問題解決に何の役にも立たなかった経験がある。争点の PE (恒久的施設) の有無は法技術的に簡単な問題ではなかった。数年経っても進展がなく、数億円相当に課税額が達する中、依頼者は日本の弁護士である我々にアドバイスを求めてきた。

PE がインドにあると認定できれば、日本の親会社が自己の子会社である合弁会社に売る部品の事業利益にインド政府は課税できることになる。最初に日印租税条約、次に OECD モデル条約を調査し、世界的スタンダードで、本件のインド税務当局の主張の正当性を検討した。答えは出なかった。判例や学者の文献にも答えはなかった。悩んだ末、同僚の会計士の意見で、PE の定義にはインド国内で“the business ... is ... carried on” (ビジネスが実行されていること) が必要と書いてあ

る。この日本メーカーは合弁会社を作る製品の部品を日本で売ってインドに届けているだけである。インドで何らビジネスを実行しているとは言えない、と考えた。もしそれを捉えて PE 認定するなら、世界中全ての子会社への輸出入が PE 認定を惹起することになる、と結論を出した。これに基づき、インド政府に法技術的に PE 認定は撤回すべきだ、と強い立場で交渉に臨んだ。

正しい議論を発見しても、正しい議論が外国政府に受け容れられることはまず無い。それを可能にしたのは、二つの戦術であった。ひとつは、日本の財務省を動かし

弁護士
小島 秀樹
MAIL / kojima@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会
ニューヨーク州



て、日印間の政府間協議の申入れをしてもらったこと、更に、インドのグジャラート州の個人事務所の税務専門弁護士(日印協会の顧問であった)の紹介でインド財務省高官との面談の機会をつくることができた。その結果、上からの決断で「PE はない」との認定が半年近くかかって中央政府の租税担当官庁の名で下され、書面が届いた。デリーの弁護士は何の役にも立たなかったが、比較的高い請求書を送り続けてきた。貢献してくれたグジャラート州の弁護士は決して高くない請求を協議のうえ送

ってきた。外国での弁護士の選任はひとつの大きな仕事と捉えるべきである。決して合弁相手の推薦は受けるべきではない。慎重な情報収集のうえ、日本の弁護士を同道し、複数面接して決める位の心構えが必要である。弁護士選任について、デリーの弁護士の採用は失敗であった。しかし事を安易にお金の問題として処理せず、我々を使って法的主張を外国政府相手に遂行した依頼人の態度は、日本企業として立派であった。この側面は成功談でもある。

II. インド：リーガルアップデート

弁護士 雨宮 弘和

インドビジネス法に関する最近の主要な変更点および変更が予定される点の中で、多くの日本企業にとって共通の関心事項(著者が依頼者から共通して相談を受ける事項)を中心にご紹介します。本号では、会社設立手続、2013年統合版FDIポリシー、新会社法案について言及します。

会社設立手続の主要変更点

インドにおける会社設立手続の概要は、①電子署名認証(Digital Signature Certificate - DSC)の取得申請(会社設立手続における各種申請はオンラインで電子的に行われるため)、②取締役識別番号(Director Identification Number - DIN)の取得申請、③会社登記局(Registrar of Companies - ROC)への商号承認申請、④会社登記局への会社設立登記申請および会社設立証明書(Certificate of Incorporation)の取得とまとめることができます。業種によっては、外国資本の上限などを定める外資規制にかかる場合もありますが、そのような外資規制にかからない限り、設立手続自体は定型的な作業で済むと言えます。もともと、これらの手続をスムーズに行える場合を前提にしても2ヶ月程度の時間的余裕は見ておくべきところです。

インドのビジネス法の分野は日本と比べて頻繁な改正・調整がなされる傾向があると思いますが、会社設立

手続もその例外ではありません。最近の主要な改正状況は次のようにまとめられます。まず、取締役識別番号につき、2011年3月26日付インド企業省通達によりオンライン申請制度が導入されて以降、その申請書であるForm DIN-1およびForm DIN-4の記載事項につき頻繁な改正がなされてきたところです。2012年12月24日付インド企業省通達による改正を最後に申請書に対する記載事項についての変更は一応の落ち着きを見せています。ただ、2013年3月15日付インド企業省通達によるDINの取消手続の導入など、記載事項以外の制度整備の動きは今後も続くと思われます。次に、会社登記局への会社設立登記申請に際しては、2013年5月29日付インド企業省通達により、株主となる者および取締役となる者は宣誓供述書(会社法等関連法規を遵守することなく預託金を受領しないことを内容とする宣誓)を提出することが求められるようになりました。

2013年統合版FDIポリシーの公表

2013年4月に、2013年4月5日版統合版FDIポリシー(Consolidated FDI Policy)がインド政府商工省産業政策促進局(DIPP)により公表されました。2013年4月5日版統合版FDIポリシーは、2012年4月10日版統合版FDIポリシーをアップデートするものです。直接投資関連のルールも通達類(Press Note等)により頻

繁に改正・自由化がなされてきたところです。統合版 FDI ポリシーは、これら既に発効済みの通達類を集約・体系化して、投資家にわかりやすい形で直接投資関連ルールの情報提供を行うものです。

統合版 FDI ポリシーの公表は 2010 年 3 月からはじまりました。2010 年 3 月以降は、直近の統合版 FDI ポリシーとその後現在に至るまでの通達類による改正をフォローすることで、関連する外資規制につき一応の特定ができるようになっていきます。

2013 年 4 月 5 日版統合版 FDI ポリシーの目玉とされるものとして、①複数ブランド小売業の解禁(出資比率 51%までの事前承認ルートによる参入解禁)、②単一ブランド小売業の規制緩和、③銀行による投資につきダウンストリームインベストメント(日本企業のようなインド国外企業が投資するインド企業がさらに別のインド企業に投資すること)の規制に関する一部適用免除、④現物出資規制の緩和、⑤新株引受時の株式価額決定基準の明確化などがあげられます。

新会社法案の準備状況

新会社法案(Companies Bill, 2012)が、2012年12月にインド下院(Lok Sabha)を通過し、現在、インド上院(Raja Sabha)にて審議の対象となっています。新会

社法案は 1956 年に制定された現行会社法を全面改正するものです。内容面で特に重要となるのは、会社運営の健全性・適正性を確保するための諸制度の導入が予定されています。現地法人のコンプライアンス遵守の観点から、進出済み企業にとって新会社法案のフォローは重要なテーマであると言えます。さらに、これまで多くの進出案件で問題となってきたみなし公開会社規制(現行会社法 4 条 7 項)もついに撤廃される見込みです。

問題の審議状況ですが、上院での審議に数ヶ月の時間がかかっており、成立までこぎつけるのか不安視する声も聞きます。しかし、新会社法案は 2004 年から 8 年以上の歳月をかけて準備してきた法案であり、下位規則等の準備が必要な部分については留保のうえ段階的な施行も可能なところと見られます。本年中の成立・施行開始となることも十分あり得ると考えています。当事務所でも引き続き審議状況をモニターしていく予定です。

弁護士
雨宮 弘和
MAIL/amemiya@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会
カリフォルニア州



III. ミャンマーで働く外国人リーガルコンサルタント インタビュー

聞き手: 弁護士 光内 法雄

ミャンマーの法務・税務コンサルティングファーム POLASTRI WINT & PARTNERS (以下“PWP”)の外国人パートナー Sebastian Pawlita 氏が、2013 年 5 月、当事務所を表敬訪問されました。ミャンマーでプラクティスを行う外国人リーガルコンサルタントの興味深い意見を、直接伺うことができました。(於: 当事務所会議室)

光内: 本日は宜しく申し上げます。まず、Pawlita さん

が勤務されている PWP の概要をお聞かせください。

Sebastian Pawlita (以下“SP”): PWP は、ミャンマー弁護士 1 名と外国人リーガルコンサルタント 3 人が共同経営している事務所で、総勢 14 名(ミャンマー弁護士 11 名、外国人リーガルコンサルタント 3 名)が所属しています。外国企業からの投資関連業務では、デューデリジェンス、投資手続から税制まで、フルサポートが可能です。外国人コンサルタントはもちろん皆、それぞれの本国では弁護士資格を有していますが、ミャンマーでは、

規制のため「弁護士」と名乗ることはできず、当ファームを「法律事務所」と自称することもできません。

外国企業のミャンマー進出状況

光内: まずは外国企業のミャンマー進出状況からお聞かせ下さい。

SP: 現状、直接投資案件が一番多いのは中国です。次にタイもかなりの企業が進出してきています。これらはミャンマー周辺国であり、欧米の経済制裁中も、ミャンマーに対し投資を続けてきた実績があります。

光内: 日本企業の進出状況はどうでしょうか。また、既に進出した企業にはどのような業種が多いですか。

SP: 既にミャンマーに進出していて、日本人商工会議所に入っている企業は 100 社程度だと聞いています。さらに、現在新たに問合せをしてくる企業は少なくないですが、視察段階の企業が多い印象です。業種として多いのは、当面やはりインフラ関連ですね。まだ停電も水の問題もあり、改善の余地は大きいです。空港入札案件に参加している日系企業も結構あります。ティラワやダウェイの経済特区の工業団地開発に関与したい日系企業は多いです。情報技術分野への進出もあります。銀行業についても興味を持っている企業はあり、既に合弁の相手を見つけた日系の企業もあります。

光内: ミャンマーは人口も約 6200 万人と多く、大きな国内市場への期待感もあります。国内向け製品の販売を目的とする企業の進出はまだ少ないのでしょうか。

SP: 外国企業にとっては非常に残念なことに、法律で明確に書いてはいませんが、小売業や輸入販売業は、外資には原則認められません。営業許可申請をする際に、trading はしないと約束させられてしまうのです。他方、国内で作った製品を国内で売ったり、海外輸出はできます。それを目指している企業は多いですが、現実に進出できている企業は多くありません。製造業が多く入ってくるのはもう少し後になるでしょう。もちろんアパレルなどで既に進出している分野もありますが、現状、アパレルの委託加工は合弁の形態以外での進出は認められません。製造業分野の進出が本格化するのには、おそらくティラワ経済特区の工業団地が整備されてからではないでしょうか。2015 年完成目標予定となっています

が、完成はもう少し先でしょう。



ミャンマー投資の方法

光内: 駐在員事務所形態の進出は多いのでしょうか。

SP: ミャンマーでは、銀行業・保険業以外に駐在員事務所というのは認められていません。たいていの企業は支店を作り、駐在員事務所の機能を営ませています。

少し長くなりますが、投資方法について説明させていただきます。ミャンマーで本気で事業をしたいならば、投資委員会 (Myanmar Investment Commission, MIC) の投資許可を得ることを考えるべきです。MIC は投資許可を出す際、デューデリジェンスのような審査をします。これまでちゃんとした投資経験があるか、本当に資本金を支払うことができるか、合弁の相手先がしっかりしているか等を調べるのです。もう一つの方法は、MIC の投資許可をとらず、子会社を設立する方法です。

光内: 後者は手続きが簡便というメリットがありますね。

SP: おっしゃる通りですが、必ず MIC の投資許可が必要な業種があることには注意が必要です。また、企業登記室 (Company Registration Office) が、登録証明書を出す前に、関係省庁に意見を聞くのですが、関係省庁の賛成を得られず登記できないときがあります。

MIC の許可があることの最大のメリットは、政府からの邪魔が入らないことです。許可がないと外国投資法で定められている「事業が国有化されないことの保証」がなく、突然事業継続が不可能になるリスクがあります。

MIC の許可をとらない場合、外国投資法に基づく恩典を受けることもできません。例えば、許可がないと、土地を借りる期間は一年が限度です。一年後に賃貸借契約を更新することはできますが、貸主に対して非常に弱

い立場になりがちです。その他、免税措置も受けられません。また、労働者として滞在許可を得ることができるのは MIC 許可を得た会社の外国人労働者だけです。滞在許可の期限は 9 か月ですので、現状それほど大きなメリットとは言えないかもしれませんが、今後導入が予定されている労働許可制度が実施されれば、MIC 許可の有無で、より違いが出てくるかもしれません。

光内：MIC 許可取得の手続の概要を教えてください。

SP：許可申請前に、関係省庁や DICA (Directorate of Investment and Company Administration 投資企業管理局) の支援をとりつけておくことが大変重要です。支援をとりつけておきさえすれば、のちのちそれほど大きな問題はおきないことが多いといえます。ただ、土地の確保が必要な場合、その土地を管轄する自治体に意見を聞く必要があり、場合によってはそこで横やりが入ることがありますね。

光内：許可が出るまでどれくらいかかりますか。

SP：事前の折衝も合わせて手続終了まで 6 か月はかかります。ミャンマーにとって魅力的な投資ということになれば、早く手続が進捗することはありますが、逆にミャンマー会社の競争相手になるような外国企業に対してはなかなか許可を出してくれません。

光内：MIC 許可をとらない場合、事業開始までにどのくらいかかりますか。

SP：これは最近非常に早くなり、仮営業許可証であれば、2 週間以内に取得できます。これがあれば事業開始や銀行口座開設もできます。確定した営業許可証・登録証明書が出るのは一般に 6 か月くらいかかります。

なお、MIC 許可を得ない場合でも、会社法の最低資本額規制に注意しなければなりません。最低資本金は 5 万ドル程度と言われています。なお、新外国投資法では MIC 許可取得の最低投資額について明確に定められていませんが、旧外国投資法の最低投資額が目安となるでしょう。5 万ドルということはないでしょう。

光内：現地企業の株式を買うことは可能ですか。

SP：事実上不可能です。法律上規制はありませんが、企業登記室が株式の譲渡を登録してくれません。これは投資家にとっては頭の痛い話かもしれませんね。

光内：現地企業の「事業」を買うことは可能ですか。

SP：可能です。現地法人を設立して、その現地法人が、現地企業の資産を買うことは、原則としてできます。

ミャンマー進出に際して注意すべき点

光内：Pawlita さんのご経験から、ミャンマー進出に際して外国企業が失敗しがちな点をお聞かせください。

SP：外国企業は支店を設置したがる傾向にありますが、やはり MIC 許可をとらないと合法的に事業を継続することは難しいし、支店では MIC 許可は取得できません。MIC 許可をとることは、ミャンマーで安定して事業を行う上で非常に重要です。駐在員事務所に留めておくのならば支店でも問題はありません。しかし、事業をするのならば、支店よりは現地法人のほうがよいと思います。支店の税率は 35%。現地法人の税率は 25% ですね。



(Pawlita 氏を囲んで、右から、新村、平、光内の各弁護士)

次に、合弁の相手探し。外国企業は、「自分たちが相手を選んであげている」という、上からの態度をとりがちですが、これは非常によくない。確かに規模こそ小さいかもしれませんが、いままでは自社のみで立派にやってきた会社なのです。合弁の必要性をそれほど感じていない会社もあります。ミャンマー企業はこれまで 60 年間日本企業がいなくてもうまくやってきたと考えています。人間関係作りも大事です。ミャンマー人は、個人的に気が合わない相手とは取引をしたがらない傾向が強いですね。飲食を共にしたり、ちゃんと話ができるかということも、ミャンマー人は重視しています。もちろん、事業自体の中身もちゃんと見えていますけれど。

光内：今日は、貴重なお話を聞かせていただきありがとうございました。

IV. インド留学便り

弁護士 赤塚 洋信

私 は当事務所にて4年半程度勤務した後、留学のために本年4月より休職しております。弁護士の留学先としては欧米の大学院を選ぶのが一般的ですが、私はインドのロースクールに留学してインド法を勉強する予定です。日本人弁護士でインドに留学するケースは極めて珍しいと思われます。今後、インドの留學生活で体験したことなどをお伝えしていきたいと思ひます。

留学準備

私は現在ニューデリーに滞在し、ロースクール入学のための準備を進めています。インドのロースクールに関する情報は限られていることから、現地で情報収集と入学手続きを進めた方が早いからです。既にいくつかのロースクールにエントリーを済ませ、結果を待っているところです。学校にもよりますが、早ければ本ニューズレターをお届けする頃には講義が始まっているはずです。

インドでの生活

こちらには4月後半にやってきましたが、ニューデリーではその直後の5月と6月が一年の中で最も暑い季節です。雨はほとんど降らず、最高気温は連日40度を超えます。外にいと熱中症になってしまうのでできるだけ外出は控えるようにしていました。家の中でも常にクーラーをつけていないと暑苦しいのですが、暑い日には頻繁に停電が起きます。長い時には数時間にわたって電気がストップすることもあります。追い打ちをかけるように断水で水も使えなくなり、そんな時は日本の快適な暮らしが恋しくなります。インフラの整備はインドの大きな課題と言われますが、日常生活において痛感しているところです。私はインド人の家庭にホームステイをしています。そのため、基本的にはインド人と同じものを食べ、生活を共にしています。インドと言えはやはりカレーですが、日本のカレーとインドのカレーはかなり異なります。インド料理の多くは野菜などの食材にスパイスをふんだんに加

えて煮るなりしたものです。インド人に言わせれば具材やスパイスの組み合わせによって全然違う料理であるということだそうですが、日本人からすれば広い意味で全てカレーです。これをほぼ毎日食べていますが、今のところ飽きることもなく本場のカレーを美味しくいただいています。



(筆者が撮影したタージ・マハル)

インド人の家庭にいて強く感じることは、彼らは家族や親族の繋がりを非常に大切にしているということです。この背景にはヒンドゥー教の考え方があったり昔からの様々な社会の仕組みがあると思われますが、いずれにせよインド人の価値基準では家族が最優先であり、常に家族という単位を重視して行動します(私生活のみならず、インドの会社の多くが家族経営であることもその現れです)。私は日本に家族を残して単身インドに来ているのですが、ホストファミリーの年輩の女性と話していると口癖のように「奥さんや子供を大事にきなさい」「早く帰ってあげなさい」と言われます。もちろん留学が終わるまでは帰国するわけにはいかないのですが、さまざま思ひを致すところです。家族の協力や事務所のバックアップ等、留学させてもらえる環境に感謝しつつ、インド留學生活を実りあるものにしていきたいと思ひます。

弁護士
赤塚 洋信
MAIL/akatsuka@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会



V. 弁護士ネットワーク年次総会開催のご報告－Mackrell International

弁護士 菊池 毅

2013年5月15日から18日の4日間、当事務所の所属する国際的な法律事務所のネットワーク「Mackrell International」(以下「マクレル」)¹の年次総会を、当事務所がホストとなり、東京・ホテルニューオータニで開催しました。

参加者は、欧米はもちろん、ベトナム、インドネシア、シンガポールなどのアジア各国、南アフリカ共和国、ジンバブエなどのアフリカ諸国を含め全31カ国から集まり、参加事務所数は55事務所、参加弁護士数は80人となりました。

マクレルは、クロスボーダーの取引や国境を越えた法律問題についてのクライアントのニーズに応えるため、各国の弁護士間の提携と協力を目的として、1987年にイギリスを拠点として発足しましたが、近年では、世界の経済情勢の変化を反映しアジアやアフリカの各国の法律事務所の加入が増えています。また、それに伴い、複数国間にまたがる法律問題について、各国で専門知識を有する弁護士が共同して一つの案件にあたるなどして、積極的にネットワークを活用し、緊密な関係を築いています。

会議では、グローバルな弁護士ネットワークのレベルを高め、スムーズなサービスを提供するためにどのように取り組むか、今後の展望について活発な議論を行いました。日本へ初めて来たという参加者も多く、日本のインフラ、文化、食事などに非常に感心されていました。

当事務所は、このようなネットワーク関係にある世界各国の法律事務所との連携を強めることにより、クライ

アントの皆様により迅速に、質の高いサービスを提供できるよう、今後とも努力して参ります。



弁護士
菊池 毅
MAIL / kikuchi@kojimalaw.jp

弁護士登録
第二東京弁護士会



¹ 加盟事務所所在国数約60カ国、加盟事務所数88、弁護士総数4000人。Mackrell International ウェブサイト <<http://mackrell.net/>>

VI. セミナー情報

当事務所が主催または当事務所の弁護士が講師を務めるセミナーが下記の通り開催されます。奮ってご参加いただければ幸いです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、当事務所または主催団体までご連絡ください。

◆ 「アジア新興国対応 技術ライセンス契約

～トラブル回避の為の実務ポイント～

講師：弁護士 豊島 真

主催：経営調査研究会
 内容：技術ライセンス契約におけるトラブル回避のための実務的ポイントの解説。アジア諸国へのライセンスにあたっての留意点についても検討します。
 日時：2013年8月26日（月）
 場所：金融財務研究会本社 グリンヒルビル セミナールーム
 参加費：34,400円（お二人目から29,000円、消費税・参考資料含む）

◆ 「海外派遣前研修【インド】」

講師：弁護士 雨宮 弘和

主催：財団法人海外職業訓練協会(OVTA)
 内容：2013年度海外派遣前研修(インド・法務)。研修内容の詳細およびお問合せ先は、OVTAの該当ウェブページをご覧ください。<http://www.ovta.or.jp/div/global/learning.html>
 日時：2013年8月30日（金）
 場所：東京八重洲ホール(予定)

◆ 「インドにおける最近の税務行政と 日系企業への調査対応の実務(仮)」

講師：弁護士 小川 浩賢、 弁護士 雨宮 弘和
 Mr. Rohan Shah、 Mr. Ajit Tolani

主催：国際税務研究会(月間『国際税務』発行)
 内容：インドから弁護士2名を招き、当事務所にて多数のインド案件を手がける小川浩賢、雨宮弘和両弁護士が、インドにおける税制の概要、税務調査対応等を、具体的な事例を想定しながら解説する予定です。
 日時：東京会場 2013年9月11日（水）13時30分～17時
 大阪会場 2013年9月12日（木）13時30分～17時
 場所：東京会場 大手町サンケイプラザ
 大阪会場 ホテル阪神

◆ 「日本企業の欧州進出・欧州投資成功への道(仮)」

講師：金子浩永ドイツ弁護士
 ほかにドイツから5名のスピーカー

主催(予定)：HEUKING KUHN LUER WOJTEK、小島国際法律事務所
 後援(予定)：NRW Japan KK
 内容：欧州最大の消費市場かつ最大の生産国であり欧州の地理的な中心であるドイツへの進出・投資につき、長年ドイツで法務・税務・会計・人材獲得/派遣・保険などの分野で多くの日本企業を支援してきた5名の専門家達により、ドイツへの進出の成功のためのセミナーを開催します。
 日時：2013年10月23日（水）14時～16時(16時からレセプションを予定)
 場所：小島国際法律事務所
 参加費：無料

◆ 「外国労働法セミナー(仮)」

講師：弁護士 佐藤 亮

主催：小島国際法律事務所
 内容：本年11月には、日本企業が投資対象として注目している国々(ASEAN諸国等)の中から数カ国を抽出して、当該国における問題をテーマとしたセミナーを企画しています。
 日時：2013年11月(予定)
 場所：小島国際法律事務所会議室

海外進出プラクティス・グループ



早稲田大学法学部、サザンメソジスト大学、ジョージタウン大学各ロースクール修士卒業。
民間ベースで、戦後第一号の有料のインド投資セミナーを東京で開催。国境をまたぐ企業間の紛争を専門に扱っている。

代表パートナー

小島 秀樹



中央大学法学部卒業。1993年入所以来、インド関係の通常の投資案件に加え、日印租税条約に基づく相互協議、インド証券取引法関係の案件、国際商業会議所の国際仲裁等に関与している。また金融財務研究会等においてインド関係のセミナー講師を務めている。その他、一般企業法務、労務・税務問題も多く扱っている。

担当パートナー

小川 浩賢

本ニュースレターは、法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士
の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿記載のうち、意見にわたる部分は、執筆担当者の個人的見解であり、当事務所
またはその他の事務所の見解ではありません。

本ニュースレターで取り上げてほしいテーマなど、ぜひ、皆様の忌憚ないご意見・ご感想を下記までお寄せください。

小島国際法律事務所

〒102-0076 東京都千代田区五番町 2-7 五番町片岡ビル 4階

TEL :03-3222-1401 FAX :03-3222-1405

MAIL :newsletter@kojimalaw.jp

URL :www.kojimalaw.jp